

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 濱田 洋

1 日 時

令和2年6月25日（木） 午後3時00分から
午後4時10分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

濱田洋、阿部長夫、森誠一、原田孝司、尾島保彦、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

高橋肇

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第73号議案及び第74号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 県計画等の策定・変更スケジュールについて、指定管理者の更新について及び大分県地域強靱化年次計画2020の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県外所管事務調査及び参考人招致について協議を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 主任 阿南絵理
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

土木建築委員会次第

日時：令和2年6月25日（木）15：00～
場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

15：00～16：20

- (1) 付託案件の審査
 - 第 73号議案 工事請負契約の変更について
 - 第 74号議案 工事請負契約の変更について
- (2) 県内所管事務調査のまとめ
 - ①放置艇対策について
- (3) 諸般の報告
 - ①県計画等の策定・変更スケジュールについて
 - ②指定管理者の更新について（別府港北浜ヨットハーバー・ハーモニーパーク）
 - ③大分県地域強靱化年次計画2020の策定について
 - ④「豊ちやく2020」について
- (4) その他

3 協議事項

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) 参考人招致について
- (4) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

濱田委員長 ただいまから土木建築委員会を開きます。

本日は高橋委員が欠席しています。

まず、審査にさき立ち、執行部から発言したい旨の申出があったので、これを許します。

湯地土木建築部長 前回6月3日の臨時会から3週間あまりがたちましたが、その臨時会により延期になった大分、別府両土木事務所の所管事務調査も無事に終了しました。改めて感謝申し上げます。

さて、本定例会では、土木建築部から玉来ダムに係る工事請負契約の変更について2件の議案を提出しました。さきの5月21日に現場を御視察いただきましたが、5月末時点で43%の本体コンクリート打設が終了しています。

年度末までの治水効果発現、来年の出水期までの本体コンクリート完成に向け、しっかりと工事を進めていきます。今回の変更は大きな増額ですが、厳しい地形条件の中、間違いのない、立派なダムを作り上げるべく、土木建築部の技術力を結集して全力で取り組んでいます。詳細は後ほど御説明しますが、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、5月14日から6月8日までの県内所管事務調査にて、多くの御質問をいただいた放置艇対策の取組状況について本日御説明します。

また、コロナウイルス対策のため4月の初常任委員会で御説明できなかった県計画の策定、変更スケジュールについても、改めて御説明します。そのほか3件の報告があります。

最後に、6月11日に梅雨入りしました。2度の警報が発表され、まとまった雨が降りましたが、これまでのところ大きな被害は発生していません。引き続き気を緩めることなく、土木建築部一丸となって防災・減災対策に取り組んでいきます。本日の御審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

濱田委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。初めに、付託案件の審査を行います。

第73号議案工事請負契約の変更について、第74号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

五ノ谷河川課長 第73号議案工事請負契約の変更について説明します。

お手元の議案書9ページをお開きください。また、委員会資料の1ページに工事の詳細を記載しているので、あわせて御覧ください。

本議案は、竹田市大字志土知・川床の玉来川に堤高5.2メートル、堤頂長14.5メートル、堤体積約18万立方メートルの重力式コンクリートダムを建設する玉来ダム建設事業の本体部で、平成29年3月31日に大成・菅・友岡特定建設工事共同企業体と契約した玉来ダム本体建設工事の工事請負契約について変更するものです。本案件については、令和2年第1回定例会の常任委員会において、諸般の報告にて説明しましたが、内容が確定したので改めて御説明します。

主な変更理由は、資料の右下の図に示したように、地層が何層にも重なる阿蘇火砕流地帯特有の非常に複雑な地質への対応が必要となったことによるものです。

資料2ページをお開き願います。岩盤掘削途中に、左上の写真にあるように、上層部では岩盤脆弱部が出現し、右上の写真のように、基礎岩盤は非常に亀裂が多いことが判明したため、追加の対策が必要となりました。そのため、発破試験による解析結果を踏まえた掘削工法の変更や、貯水池対策工の岩盤面処理の追加施工等により約7億3千万円増額するものです。

次に堤体関係については、これらの複雑な地質への対応による掘削工程の延長に伴い、堤体

コンクリート打設工程の見直しが必要となったため、クレーンなどの施工設備を増強することで工程を短縮し、各種機械損料の低減などのコスト縮減も図っていますが、完成期限への影響がない打設工程の再構築により約8億9千万円増額するものです。

さらに、ダム用コンクリートの骨材や鉄筋などの資材費、並びに労務費の大幅な変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項適用により、実勢価格に応じた工事費に変更し、約11億6千万円増額するものです。

以上の理由により、契約金額は、当初93億8,088万円に対し、変更121億6,143万5,668円となり、27億8,055万5,668円増額するものです。

以上で、第73号議案の説明を終わります。

続いて第74号議案工事請負契約の変更について御説明します。

お手元の議案書10ページをお開きください。また、委員会資料の3ページに工事の詳細を記載しているので、あわせて御覧ください。

本議案は、玉来ダム建設事業の一部で、平成29年12月14日に西田・梅林特定建設工事共同企業体と契約した玉来ダム放流設備工事の工事請負契約について変更するものです。

主な変更理由は、資料右側中ほどの模式図にあるように、他県で実施した玉来ダムと同様の流水型ダムの建設において、常用洪水吐き周辺に強度低下を招く貫通クラックが発生しています。玉来ダムにおいても同様の事象が懸念されることから、ひび割れ防止対策として、堤体を分割することにより、ひび割れの発生を抑制する①の傾斜ジョイントを追加することとしました。これに伴い、鋼製ライニング（放流管）の分割及び据付架台の変更により約2,500万円増額するものです。

あわせて、堤体コンクリートと鋼製ライニングとの隙間をなくし一体化させることによりひび割れの発生防止を目的とした②のグラウト注入を実施するためのグラウト配管の製作・据付を追加したことにより約1億1,500万円増

額するものです。

さらに、労務単価の大幅な変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項の適用により、実勢価格に応じた工事費に変更し約1千万円増額するものです。

以上の理由により、契約金額は、当初9億1,767万6千円に対し、変更10億6,741万9,572円となり、1億4,974万3,572円増額するものです。

加えて、本体建設工事の堤体コンクリート打設工程の延長に伴う、本工事の空気管設置工程の変更により工期を変更するものです。

以上の理由により、完成期日が当初令和3年3月15日に対し、変更令和3年8月13日となり、151日延期するものです。

以上で第74号議案の説明を終わります。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

尾島委員 第74号議案で、常用洪水吐きのひび割れ対策として傾斜ジョイントを設けたということで、これに伴って、来年頃分割工事が発生するわけですが、この傾斜ジョイントは、ライニングと、それからそれぞれの堤体にどういう形で入るんですか。

五ノ谷河川課長 今御質問のあった傾斜ジョイントですが、ある一定の角度で鋼製ライニングを分割しますが、その同じ角度で堤体コンクリートも同じように分割されます。これにより、いわゆる貫通クラックが発生するような力を逃がす、ある意味そこで逃がす構造になります。

尾島委員 そうしたら、傾斜ジョイントがあるところのコンクリートに自然なクラックが発生している状況なんですか。

五ノ谷河川課長 いいえ、もともとその目地を切るの、そこにコンクリートのひび割れ—自然による分割ではなくて、人工的な分割を図ります。

森委員 第73号議案、説明資料の2ページ、さきほど説明いただいたインフレスライドによる増額の11億6千万円について、資材費と労務単価ということですが、その内訳、規模感を

教えてください。

五ノ谷河川課長 細かな内訳ですが、例えば、コンクリート資材についてはスライド単価で大体1, 200円ほど上がり、増額が4億7千万円ほどです。それから、労務費については1日1人当たり700円ほど上がり、1億1千万円。そのほか、軽油、鉄筋、機械損料等については2億4千万円。そして、それに関する間接的な経費が3億4千万円、トータルで1億6千万円ほど増額になります。

戸高委員 また第74号議案に戻るんですが、他県ダムで発生した事例について、どのぐらいの補修費用がかかっているのか。

五ノ谷河川課長 補修費用については承知していません。こういった貫通クラックが堤体コンクリート全体に及ぶと、コンクリートの躯体そのもの、玉来ダムは18万立方メートルの大変大きな躯体ですので、クラックが入ってしまうのは非常に致命的な状況になると思います。そこについてはこういった対策で、起きないように措置を事前にしたということです。

濱田委員長 ダムの工事は長い時間がかかるわけで、必ず途中でこういう変更、増額が今まで経験した中ではあるんですが、これをやむを得ないという観点から捉えるのか。例えば、第73号議案でも6年、7年ぐらいかかる。これも先が読めないというのか。何かこう、ちゃんと初めから、余り増額やら途中変更がないような方向は取れないものですかね。必ずダムの場合はあるんですよ。私も十何年経験した中では、必ずダムは途中で増額なりいろんな変更がある。だから、我々はやむを得ないと捉えていいのか、いや、どうにかならないのかと捉えるのか、その辺は部長どうですか。

湯地土木建築部長 御指摘のとおりだと思います。ダムに限らず、トンネルとか大規模な工事は増額になることが多いわけですが、我々も決してそれに甘んじているわけではなくて、現場の条件がいろいろ変わる中で、当然いいものを使わないといけないわけですが、少しでも安くなるように、コスト縮減できる部分は縮減をしながら進めています。

今回も、ちょっと細かいところは説明していませんが、全てが増額になるということではなくて、増額幅を少しでも抑えるようにいろいろと工夫した結果です。従事者と、それから設計にいろいろ御指導いただいている国の機関等とも議論する中で、やはりダムは非常に長期間にわたって、安全第一ですので、結果的には増額はやむを得ないのかなということです。

御指摘のとおりですので、これからのいろんな公共事業について、しっかり説明ができるように、減額できる部分は減額等もしながら進めていきたいと思っていますので、御理解いただければと思っています。

濱田委員長 もう1件、例えば、第73号議案では設計金額もオーバーしたんですね。第74号議案は設計金額の範囲内ですが、第73号議案の場合は、これは設計そのものさえもオーバーしている。この捉え方として現場の責任者としてどう感じるんですかね。

湯地土木建築部長 なかなか説明がうまくできませんが、確かに落札率が80%ちょっとで、金額の大きな工事ですので、通常では今90%ぐらいの最低制限価格を設けているところですが、やはりいろんな会社が競い合う中で、81.2%という比較的低い落札率でした。そこで縮減と言ったらおかしいですが、少し安くできた分が、逆にまた増額で設計以上になっているのは本当に御指摘のとおりです。さきほど御説明したように、特にこの竹田地域は阿蘇の溶岩、火砕流とか流れたところで非常に複雑なので、引き合いに出しては悪いんですが、大蘇ダムのように出来上がってから補修にかなりの金をかけたところもあるものですから、そうならないように、工事中もしっかりと調査をしながら、いろんな知見、御指導をいただきながら進めているところです。答えにはなっていないと思いますが、御理解いただければと思います。

濱田委員長 いや、悪意に取れば、8割ぐらいで取っておって後から増額をやれば100%超えるということだって考えられるんですよ。だから、そういう視点を持って、幅広く調査をして、設計金額までオーバーするようなことは

できるだけなくすようにしないと、その辺が非常に、どう言ってもいいか分からないが、ちょっと工事自体、総合的に心配になりますね。最後にコメントだけお願いします。

湯地土木建築部長 やはり貴重な財源を有効に使うためにも、コスト意識を持って、できるだけ大幅な増額にならないように、調査もしっかりしながら、職員も徹底してやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

阿部副委員長 一つ教えてください。今、部長が言われたように、火山帯の中の特異な地質でこういう変更が出たのはやむを得ないかなと思っておりますが、大蘇ダムのこともあるし、工事の途中でどこかに空洞があるとか、水をためたときに漏れるとか、そういったことがあるかないかという調査をしながら工事は進めていって、堤体ができた後には水をためて――試験的にためてやるんでしょうが、現状では漏れないことが分かっているか。水をためてみないと分からないのか、そこら辺の予測はどうなんでしょうか。

湯地土木建築部長 実はまだこれからの施工になるんですが、ダム本体のコンクリートとは別に、岩盤の中にグラウトというセメントを流し込む工事を、この後並行してやっていきます。本体が出来上がったらそれで終わりではなくて、ぐるっと囲むような感じです。それから、ダムの下にも水が漏れないように、いろんな形のグラウトという工事をやります。

それから、稲葉ダムでも施工したんですが、横から水が漏れないように、表面にコンクリートを張る工事も予定しています。本体が完成して、そういう附帯的な工事として、それから試験湛水になるんですが、途中でもそういうチェックをしながら、漏水が許容範囲の中に収まるように、ためる前にもそういうチェックをしながら、最終的に水をためてみて、本当に大丈夫かという検査をした後にダムは完成になります。また変更の議案で御審議いただくことになるかもしれませんが、そこはしっかりと現地を確認しながらダムを仕上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

濱田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに、御質疑等もないので、第73号議案、並びに第74号議案について、採決します。

両案は原案のとおり、可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 第73号議案、第74号議案、異議なしでよろしいですね。

御異議がないので、両案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、去る5月14日から6月8日にかけて実施した、県内所管事務調査のまとめに入ります。県内所管事務調査では、港湾事業について多くの質疑があったので、①放置艇対策について執行部に説明をお願いします。

渡辺土木建築企画課長 放置艇対策について御報告します。委員会資料の4ページをお開き願います。

1の現状ですが、平成30年10月時点で、県管理の港湾や河川、漁港の3水域には約4,200隻の放置艇が存在しており、係留保管の早期適正化に向けて取り組んでいます。

2の基本方針ですが、まず第1に、本来係留が禁止されている河川等の区域から、港湾や漁港等の係留区域へ誘導します。第2に、船舶は各水域を自由に行き来できることから、国や市町村も含め各水域の管理者が連携して対策に取り組めます。第3に、特に重点的に取り組む必要がある地域を適正化推進区域に指定しながら、県内全域で取組を推進します。

3の取組状況ですが、まず(1)にあるように、昨年4月に施行した大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例に基づき、昨年4月に佐伯地区を、今年4月に大分地区をそれぞれ適正化推進区域に指定し、重点的かつ優先的に係留保管の適正化に取り組んでいます。

(2)の意識啓発等のソフト対策については、船舶所有者等に対して制度の周知や意識啓発を図るとともに、所有者不明の放置艇等については、簡易代執行による撤去などを実施していま

す。(3)の係留施設の整備等のハード対策については、必要に応じ、港湾に係留施設を整備するとともに、係留施設が不足する地区では、治水問題がないことなどを前提に、河川内に暫定的な係留施設を整備しています。あわせて、係留に関する許可手続や施設使用料等の規定の整備が必要となるため、大分県港湾施設管理条例の改正や大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の制定を行いました。先行して取り組んだ佐伯地区など準備が整った地区においては、本年4月から順次、係留許可の手続を開始しています。こうした取組により、本年5月末で1,330隻の放置艇が解消しています。

なお、係留に際しては、大分県港湾施設管理条例などにに基づき使用料を徴収しますが、この使用料は、県がこれまで整備してきた施設の使用の対価として徴収するものです。

一方、漁協等の利用者団体が船舶所有者から費用を徴収し、異常気象時に船舶所有者に代わって行う船舶管理や清掃活動などに充てている地域があると伺っていますが、これらは、県が徴収する施設使用料とは目的が異なり、利用者団体と船舶所有者の合意による、民民の契約に基づき徴収しているものと理解しています。

次に4の今後のスケジュールですが、今年度、大分地区の裏川や大分港などに係留施設の整備を行います。また、裏川の暫定係留施設の整備に伴い、次回第3回の定例会に大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の一部改正案を上程し、御審議いただく予定としています。国や市町村と連携して、今年度末までに、県管理の3水域で係留区域と放置等禁止区域を指定し、係留許可の手続を開始して、係留保管の適正化を図ります。

今後も、各地域ごとに関係者に対して丁寧な説明を重ねながら、放置艇の解消を図っていくので、よろしくをお願いします。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

阿部副委員長 これは私も地元の人から言われ

て、係の人と協議をしたことがあります。今回、大友議員が一般質問にも出しましたが、今説明の中であった漁港でプレジャーボートとか漁船とかを係留しているときに、漁協がこれのうちが管理しているから管理料をもらっているという形で今までやっていますよね。管理と言うか、しけがあつたりしたときに船をちょこっと移動したり、堤防の清掃とか、漁協はそういった管理をしている。だから、その対価としてもらっているというわけです。こういった条例を作って、県が使用料を徴収すると、漁協と二重に払う人が出てくるんじゃないかと考えられるんですが、今そういったトラブル等が現実には起きているところはありませんか。

中村港湾課長 今御指摘の件ですが、私も昨年、臼杵の現場で対策に臨んでいました。やはり漁協をはじめとする団体が、昔からの慣習で、船舶の移動とか清掃とかで、民民の契約に基づいて徴収しています。今度新しく、港湾施設の整備、それから維持管理も含めて使用料を対価として徴収する。目的は全く異なるんですが、やっぱり説明会に行くと、そこを懸念する声が実際あがっていました。我々としてもそこは非常に大きな課題であると認識しており、やはり目的が違うということで、何回も行って丁寧な説明を重ねていくしか今方法がないかなと、現場では対応してきました。

阿部副委員長 裏川とか、ああいったところの川に泊めてあるのを、漁港とか港湾に誘導するのは問題ないと思います。

ただ、今まで漁港に泊めてあったのをこういう条例に従って料金を徴収するとなると、大友議員は言いませんでしたが、所有者は二重払いの形になると思うんですね。ですから、こちら辺を何とか解決しないと、所有者は県から徴収される、漁協からも徴収される。こんな高い金を何で払わないといけないのかとなるので、こちら辺の課題を何とかいい方法で解決してもらいたいと思います。

渡辺土木建築企画課長 今、阿部副委員長からの御意見は非常に我々も懸念しています。今、中村課長からもありましたが、まずは現場で丁

寧に説明します。

ただ、冒頭にちょっと理屈だけ申し上げましたが、やはり性質が違いますので、ここは県としては徴収するのが基本になります。

ただし、漁港においては、実は土木建築部に権限がなくて、漁協は農林水産部が指導するので、そこは土木と農林が連携しながら丁寧に御理解いただくような方法を進めていきたいと考えていますので、どうか御協力をお願いします。**阿部副委員長** 漁協、利用者とトラブルがないようにお願いします。

原田委員 この件は余り詳しくないんですが、所有者不明とよく言われますよね。そもそもプレジャーボートに船体番号とか、それに伴う所有者の登録の仕組みはきちんとできているのでしょうか。つまりは、新たな放置艇を出さない取組がどうなっているか、お願いします。

渡辺土木建築企画課長 船体番号が分かるものについては船体番号から所有者を追っていくんですが、例えば、所有者がその住所にいないとか、あるいはもう亡くなっているとかで分からなくなったりとか、そもそも船体番号だけ分かって捕まえられない方がいるとか、あるいはもうそれすら分からなくてかなり朽ちているとか、どうしても一定数出てきます。

ただし、漁協とか船舶協会にこういう制度があるということで、新しく登録する際にはきちんと係船場所を確保するようにお願いをしています。

濱田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに、御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

岡本都市・まちづくり推進課長 今年度、土木建築部において、策定・変更を予定している計画等のうち、都市・まちづくり推進課の所管する計画の変更について御説明します。

委員会資料の5ページをお開き願います。都市計画区域マスタープランの改訂について御報

告します。

都市計画区域マスタープランについては、先日の第2回定例会議案説明会において一度御説明していますが、各都市計画区域において20年後の都市の将来像を描きつつ、10年後の都市施設の整備目標を示すものです。改訂にあたっては、都市計画審議会の調査検討部会を開催し、専門的な立場から御意見をいただき、改訂方針を策定しました。

また、県民中心の計画とするため、都市計画を有する16の市町ごとに、まちづくり、観光、交通、福祉等の分野から構成されるまちづくり懇談会を全48回実施しました。延べ参加者数は約670人に達し、全国でも例を見ない活発な御意見をいただき、地域の実情に即した改訂素案になったのではないかと考えています。

今後のスケジュールとしては、各地域での住民説明会や都市計画フォーラム等を開催し、計画の周知や意見の反映を図るとともに、都市計画審議会など都市計画法に基づく手続を経て、令和2年度末に都市計画区域マスタープランを決定・告示する予定です。

樋口建築住宅課長 続いて、建築住宅課が所管する計画の変更などについて御説明します。

資料5ページの上から2番目を御覧ください。大分県高齢者居住安定確保計画について御説明します。

本計画は、高齢者住まい法第4条に基づく計画であり、高齢者が安心して暮らすことのできる環境整備を進めるため、福祉保健部と連携し、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標やその他高齢者の居住の安定確保に関する必要な事項を定め、平成25年3月に策定を行い、平成30年3月に一部改訂したものです。

少子高齢化の進展に伴い、高齢者を取り巻く住環境が変化していく中、計画期間が本年度で満了となるため、関連計画であり福祉保健部が所管するおおいた高齢者いきいきプランとの調和を図りつつ、本計画の変更を行うものです。計画の公表は令和3年3月を予定しています。

次に、資料5ページの上から3番目を御覧ください。大分県公営住宅マスタープラン202

0について御説明します。

本計画は、今後の人口減少や少子高齢化を見据え、県と市町村がそれぞれ管理してきた公営住宅を入居から整備まで一体的にマネジメントするものです。先月パブリックコメントを終えています。

計画の概要等について別紙で御説明します。

資料6ページをお開きください。

左上の1現状と課題を御覧ください。この計画に着手した平成31年4月1日時点の管理戸数は、県営8,581戸、市町村営1万7,242戸、合計2万5,823戸で、入居率は88%です。その右のグラフは、建築年度別の管理戸数を示したのですが、2024年度に築50年を超える住宅が6,300戸、さらに10年後には1万5,700戸を超え、今後大量に更新時期を迎えます。

また、社会情勢による課題では人口や世帯数の減少が予想される中、今後入居率が低下し、家賃収入の減少により自治体の維持管理費用の負担増大が懸念されます。

次に、2目的についてですが、本計画は、県と市町村が公営住宅に関する課題と目標を共有し、今後20年間の供用戸数や、入居から整備までを協働でマネジメントするもので、維持管理コストの削減や平準化を図りつつ、住民サービスや住環境の向上を目指すもので、県と県内全市町村が策定するものとしては全国に例を見ない独自の計画です。

中ほどの3計画の概要を御覧ください。この計画において、県や市町村で一部異なる、入居から管理・整備に関する基準を統一することや、高齢化対応や子育てしやすい住環境の提供のため、バリアフリー化などの目標を定めています。また、耐用年数70年とされている鉄筋コンクリート造りの住宅について、適正に保全することにより80年まで延命することを目標とし、ライフサイクルコストの削減や平準化を図ります。

さらに地域と連携した子育て支援にも取り組むほか、地震や風水害に備え、建物に地域の防災機能を持たせるなど、新たな役割を担ってい

きます。

これらを計画的に行うには、今後の人口減を見据えた住宅戸数の適正化が前提となりますが、住宅困窮者の状況などを踏まえ必要戸数を確保します。2040年度まで、県全体でおおむね20%削減となる2万500戸を供用する目標とし、市町村と調整を図っていきます。

今年度既に入居基準等の作成に取り組んでいますが、今後は市町村域ごとに、目標戸数を踏まえて団地の集約化や、改善を行う団地を選定し、県・市町村それぞれが公営住宅長寿命化計画に反映させていきます。

なお、本計画は6月中に公表する予定です。

濱田委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

尾島委員 さきほど目的の中で、県と市町村が連携して、全国に例を見ない計画だという話があったんですが、今、管理戸数が2万5,823戸になっていますが、県に委託していない市町村はまだ存在するんですかね。——意味は分かりますか。

大野公営住宅室長 今御質問があったのは、県の住宅供給公社に管理委託をしているかという——今まだ全市町村ではありませんが、次第に、今、半数以上の市町村が県の公社に管理委託をしています。

尾島委員 管理戸数は公社に委託された戸数ではないんですか。

大野公営住宅室長 これはそういう意味ではなくて、市町村が実際に所有している、持っている、実際に使っている市町村営住宅と県営住宅の合計の戸数です。

戸高委員 都市計画区域のマスタープランですが、7月から住民説明会ということで、16市町で行うようになっていますが、これは予定どおり行うのか、対象がどういう形でこの住民説明会を行うのかを教えてください。

岡本都市・まちづくり推進課長 7月の中旬から大分市を皮切りに、8月にかけてやるんですが、大分市域は13か所、それ以外が16か所で、全29か所行います。

周知の方法については、市報等と県のホーム

ページに掲載し、対象は幅広に行います。

なお、大分市は、さきほど申した13地区です。各支所単位——例えば、植田、西部、明野、そういうエリアごとの説明を行い、同時並行で大分市の都市計画マスタープランも今策定中ですので、そういった細かい話もする予定です。

濱田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに御質疑等もないので、続いて②から④の報告をお願いします。

渡辺土木建築企画課長 土木建築部関係の指定管理者の更新について御報告します。

委員会資料の7ページをお開き願います。

今回、更新の対象となるのは、1の更新対象施設の表に記載しているとおり、別府港北浜ヨットハーバー及びハーモニーパークです。別府港北浜ヨットハーバーの主な管理施設は浮棧橋、管理棟、ボートヤード等であり、現在は株式会社ササキコーポレーションが指定管理者となっています。また、ハーモニーパークの主な管理施設は第3駐車場、実証展示林管理棟、記念庭園等であり、株式会社サンリオエンターテイメントが指定管理者となっています。

次に、2の指定期間・選定方法についてですが、指定期間については、両施設ともに令和3年4月から令和8年3月までの5年間としています。選定方法については、別府港北浜ヨットハーバーは公募により選定します。ハーモニーパークは民間運営施設のハーモニーランドと一体的に構成されており、公園の効率的かつ安全な管理運営を行うため、ハーモニーランドを運営している株式会社サンリオエンターテイメントを任意指定します。

3の目標指標についてですが、別府港北浜ヨットハーバーについては、浮棧橋係船率を目標指標とし、前回指定期間の最高値である82%からさらに2%の増となる84%を段階的に達成する目標を設定しています。なお、係留施設は、災害時等に備え、常に10%程度空けた状態で運用を行っており、80%を超える係船率は、すでに九州内の同様施設と比べてもトップ

クラスの高い水準に達しています。ハーモニーパークについては、年間のハーモニーランド入場者数を目標指標とし、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を勘案した上で、令和3年度の目標を令和元年度の実績程度の51万人とし、段階的に直近2年間の平均値である53万5千人を達成する目標を設定しています。

次に今後のスケジュールについて御説明します。

8ページをお開き願います。ページ左側の公募施設については、7月上旬に選定委員会の開催及び募集を開始し、指定希望事業者が選定方針等を十分に理解できるよう、9月上旬までの2か月間の募集期間を設定します。

また、ページ右側の任意施設については、7月上旬から1か月間のパブリックコメントを実施し、8月下旬に有識者意見聴取を行います。なお、基準価格については、表の中段にある第3回定例会で、債務負担行為予算議案を御審議いただき、その後、10月下旬までに指定管理候補者を決定し、第4回定例会で指定について御審議いただく予定としているので、よろしく願います。

島津建設政策課長 続いて、資料の9ページをお開きください。大分県地域強靱化年次計画2020の策定について御説明します。上段の①から④に計画策定の経過を記載しています。国が平成26年に国土強靱化基本計画を策定したことを踏まえて、本県でも大分県地域強靱化計画を27年に策定しました。その後、30年に国が、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化基本計画を見直したことから、本県においても、令和2年3月に大分県地域強靱化計画の見直しを行いました。地域強靱化の歩みを加速化・深化させるため、平成30年度から防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用し、防災減災対策を推進しています。

なお、地域強靱化計画の見直しを契機に、国に準じて、アクションプランという名称を年次計画という名称に、本年度から改称しています。

中段に、大分県地域強靱化計画の新規・拡充

した主な取組を記載しています。気候変動の影響を踏まえた治水対策、被災者等の健康維持・避難生活環境の確保や、先端技術の活用、人材育成、防災教育等の視点を充実しています。

下段にPDCAサイクルをお示ししています。年次計画では、地域強靱化計画の各施策をPDCAサイクルにより毎年進捗管理を行うとともに、おおむね5年で計画を見直します。

次に、資料の10ページを御覧ください。本年度の年次計画において、まず、目標指標の達成状況については、全118指標のうち20指標が達成されています。今後、引き続き、その達成度を検証しながら、次期年次計画に反映させていきます。

次に、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を踏まえた重点的な取組については、①から⑬に記載しているとおり、津波、浸水、土砂災害、孤立地域等の同時発生、通信インフラの麻痺・機能停止、農地・森林等の荒廃など、それぞれのリスクに備えるハード及びソフト施策を実施しています。具体的には、②の浸水対策では、広域河川改修事業として、河川内樹木伐採や河床掘削など短期間で治水安全度の向上が図られる対策を実施しています。

また、⑥の災害時に活用する情報サービス関係では、河川緊急情報基盤整備事業として河川水位情報等を災害時でも適切に提供するための観測機器設備改修や、避難行動の判断情報となる河川カメラの整備を実施しました。

次に、最下段に策定スケジュールをお示ししています。幹事会や有識者意見を踏まえ、今後、大分県地域強靱化推進委員会の議を経て、7月中旬の策定・公表に向け、作業を進めています。

なお、最終的なアウトプットイメージは、お手元にお配りしている大分県地域強靱化年次計画2020（案）の冊子のとおりです。冊子の中ほど、7ページから18ページにかけて写真を数多く載せています。代表的な整備前後の写真を対比していますが、強靱化に向けた取組の進捗状況を、県民の皆さまに極力分かりやすく御説明するため、本年度から新たに掲載するよう準備を進めています。

種蔵道路建設課長 豊ちやく2020について御報告します。

委員会資料の11ページをお開き願います。

豊ちやくは、今後5年間の道路の開通目標を公表することにより、職員の事業進捗管理意識の徹底及び県民への説明責任向上などを目的に平成16年度から実施している取組です。

まず、上の表、豊ちやく2019の達成状況を御覧ください。令和元年度は、杵築市の大分空港道路4車線化の4.1キロメートルなど、47区間16.0キロメートルの開通目標を揚げて、整備に取り組みました。その結果、50区間16.8キロメートルが開通し、目標を上回ることができています。

その下の豊ちやく2020の開通目標を御覧ください。今年度も、今後5年間に開通を目指す130区間46.0キロメートルについて、県民の皆さんに事業スケジュールや期待される効果を公表したいと考えています。特に、今年度の開通目標としては、国道212号、中津日田道路、耶馬溪道路の5.0キロメートルや国道212号響峠工区の2.4キロメートルなど、全体で50区間19.3キロメートルを予定しています。

今後も、事業進捗管理の徹底を図り、豊ちやくに基づき着実な事業の推進に努めます。

濱田委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

原田委員 指定管理のハーモニーパークのことですが、ちょっとやっぱり違和感を感じていて、これはもう完全にハーモニーランドですよ。あの下の部分だと思うんですが、そこを指定管理してハーモニーランドに委託するのは、これはハーモニーランドに対する補助としか思えないですよ。一般人からすると。そういう性格のものなのでしょうか。

渡辺土木建築企画課長 ハーモニーパークはハーモニーランドに隣接する都市公園で、ハーモニーランドは自分のところの施設を運営している。県の都市公園が隣にあり、サンリオがハーモニーランドを運営しており、隣ですので一緒に管理していただけないかという発想です。決

してサンリオの施設を委託しているわけではありません。これを新たに別の業者となると経費がかかるので、隣ですのでお願いしますというイメージです。

原田委員 もしかすると、契約のとき——ハーモニーランドが来るときにそういったことがあったのかなと勘繰ってしまっただけですが、結局あそこの公園にしても、ハーモニーランドに入場料を払わないと入れない場所ですよ。別から行けるんですかね。

岸元公園・生活排水課長 よそから入れるのかですが、実は裏から入れる所があって、地元の知っている方は裏から入っています。（「知っている人しか知らない」と言う者あり）

原田委員 ぶっちゃけた話、委託するよりもあげてしまった方が毎年お金を出すよりいいんじゃないかなと思ったりするんですよ、簡単に言うと——という意見です。

森委員 大分県地域強靱化年次計画の中で、平成30年からの緊急対策の7兆円の分、今年度までということですが、この件について、その分も今年分には反映されていますが、来年度以降の見込みなのか、そういった情報があつたら教えてください。

あと、豊ちゃく2020に関して、もう既に出来上がっているのでしょうか。冊子としてまた近々いただけるのか、確認したいと思います。

島津建設政策課長 地域強靱化計画、国土強靱化計画が平成30年度から今年度までの3か年の計画です。

先般、全国知事会の会議の中でも、本県は国土交通常任委員長に知事が就任しており、その中で提言として、3か年計画、強靱化に向けた計画をさらに来年度以降も別枠の予算を確保していただくように、この先また進めるように準備をしています。しっかりと予算確保に向けて取り組んでいきます。

種蔵道路建設課長 豊ちゃくについて、本委員会で本日御報告をした上で印刷して、その後、委員の皆さまにお届けします。

森委員 地域強靱化というか、3か年後の予算獲得、我々もしっかり働きかけていきたいと思

いますので、よろしくをお願いします。

豊ちゃくですが、実際にこれに掲載されないとか、なかなか地域の道路もよくなっていかないのはよく承知していますが、要望の多い、今回、所管事務調査の中でもあえて言いましたが、日田、また豊後大野なんかは、いわゆる改良率が県平均よりかなり低い。少しでも地域の皆さんの安心・安全確保、また災害時の緊急道路としての意味でも、できるだけ県平均に近づけていただけるように、予算等の配慮をお願いしたいと改めて要望しておきます。

濱田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

委員の皆さま、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、これを持ちまして、土木建築部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔土木建築部退室〕

濱田委員長 それでは、内部協議に入ります。閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、前回の委員会で協議いただいた、県外所管事務調査の取扱いについてです。現段階では中止等の判断をするのは難しいので、引き続き状況を注視し、次の定例会で再度協議したいと考えていますが御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 それでは、県外所管事務調査については、そのようにします。

次に、参考人招致についてです。常任委員会の活性化に向けた活動として、それぞれの委員会で参考人を招致する取組などを行いたいと思

います。これまでの状況等について、事務局に簡単に説明させます。

事務局 お手元にお配りしている常任委員会参考人招致等の実績を御覧ください。平成30年度、令和元年度の各常任委員会での参考人招致、また定例外の所管事務調査の状況をまとめたものです。太枠で囲ってある部分が土木建築委員会の調査です。土木建築委員会は、これまでは参考人招致ではなく、定例外で現地調査を行っています。

濱田委員長 今の説明のとおりですが、当委員会に関連する事案で、特別関心の高いテーマまたはこういった参考人を招致したいなどありませんか。

原田委員 現場に行くとしたら、今年度完成するような大きな工事ってあるんですか。完成式があるような。

事務局 大きな工事では、先日の県内所管事務調査で御視察いただいた、中津日田道路——耶馬溪道路が供用開始することです。（「この前見たところか」と言う者あり）

濱田委員長 では、次の定例会までに執行部と協議して、参考人招致なり、現地調査なり、事務局に案を作ってもらって提案しましょう。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

濱田委員長 では、そのようにしたいと思えます。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。